ハ　本邦において申請人を監護する者がいること。

ニ　申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人生徒又は児童の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

ホ　常駐の職員が置かれている寄宿舎その他の申請人が日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設が確保されていること。

表の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の改正規定及び次条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第四条の規定による在留資格認定証明書（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二に規定する証明書をいう。）の交付については、この省令の施行の日前においても、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に掲げる規定を適用する。

一　改正法附則第四条第一号に掲げる活動　この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下「新基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動の項の規定

二　改正法附則第四条第二号に掲げる活動　新基準省令の表の法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の項の規定

三　改正法附則第四条第三号に掲げる活動　新基準省令の表の法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の規定

○法務省令第三十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十条の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令（平成二十一年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条第十五号の二」を「第二条第十五号の二」に改め、同条を第三条とし、第一条中「出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）」を「法」に、「法第二十条の二の申請を行った者（以下「申請人」という。）」を「申請人」に、「第二条第十五号」を「第三条第十五号」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

第一条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二十条の二第二項の基準（高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更に係るものに限る。）は、同条の申請を行った者（以下「申請人」という。）が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第二条第一項に掲げる基準に適合することのほか、申請人が本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合でないこととする。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○法務省令第三十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令

第一条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可又は法第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

項目	基準	点数
学歴	イ　博士の学位を有していること。	三十
	ロ　修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二十
職歴	イ　従事する研究、研究の指導又は教育について七年以上の実務経験があること。	十五
	ロ　従事する研究、研究の指導又は教育について五年以上七年未満の実務経験があること。	十
	ハ　従事する研究、研究の指導又は教育について三年以上五年未満の実務経験があること。	五
年収	イ　契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下この号、次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が千万円以上であること。	四十
	ロ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上千万円未満であること。	三十五
	ハ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百万円未満であること。	三十
	ニ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が七百万円以上八百万円未満であること。	二十五
	ホ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が六百万円以上七百万円未満であること。	二十
	ヘ　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が五百万円以上六百万円未満であること。	十五
	ト　契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が四百万円以上五百万円未満であること。	十
年齢	イ　年齢が三十歳未満であること。	十五
	ロ　年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十
	ハ　年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五